

九條 本會の決算は毎年大會の承認を得るを要し且つ會計状態を理事會に報告するものとす

#### 第四章 附則

十條 本會は大會の決議を得るに非ざれば変更する事を得ず

十一條 本會則は大正十五年十月五日より之を實施す

### 関東同盟大會提出 本部案

#### 一、同盟會所屬組合整理ノ件

- 一、時計工組合を関東鉄工組合に加入せしむること
- 二、東京東部合同労働組合、東京南部合同労働組合、城北聯合會、荏原労働組合、荷馬車労働組合を合同せしめ東京地方の單一合同組合に編製すること
- 三、郡山電気従業員組合は地方合同組合と編製すること
- 四、産業別労働組合完成の爲の準備として当然同一産業に所属する時計工組合は関東鉄工組合に併合するものと認む
- 五、東京地方に数個の合同組合の存在して居ることは、産業別組合の發達を阻害し故に先づ單一合同組合に編製し更に之を産業別に整理すべしものと認む
- 六、郡山電気従業員組合は運動の實際上から見て合同組合と